5　3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下で租税債権であるとの理由により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。

6　5の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によってとられたならば当該他方の締約国の法令に従って当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下においても同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該措置をとったことについて当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。

7　一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8　一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対しその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a)　3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b)　4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9　この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c)　他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d)　当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十八条　外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条　見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条　効力発生

1　この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、次のものについて適用する。

(a)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

3　2の規定にかかわらず、第二十七条の規定は、当該規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約が効力を生ずる日から適用する。

4　千九百六十一年十二月二十日にウィーンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約（以下「旧条約」という。）は、2の規定に従ってこの条約が適用される租税について、この条約の適用の日以後、適用しない。

5　この条約の効力発生の時において旧条約第十四条の規定により認められる特典を受ける権利を有する個人は、この条約が効力を生じた後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

6　旧条約は、この条の規定に従って適用される最後の日に終了する。

第三十一条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。

(a)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十七年一月三十日にウィーンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
小井沼紀芳

オーストリア共和国のために
ハンス・ヨルグ・シェリング

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びオーストリア共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第五条4の規定に関し、企業に属する物品若しくは商品の引渡しのためにのみ施設を使用すること又は企業に属する物品若しくは商品の在庫を引渡しのためにのみ保有することは、これらの活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り、恒久的施設を構成するものとはされないことが了解される。

2　条約第一条3及び第七条の規定に関し、

(a)　条約第一条3を、両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意する日において、次のように改める。

3　この条約は、第七条3、第九条、第十八条、第十九条、第二十三条から第二十五条まで及び第二十八条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではない。

(b)　条約第七条1から6までを、(a)に規定する日において、次のように改める。

1　一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定により当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。